

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

★作業環境測定基準、作業環境評価基準が改正されます。

《管理濃度の改正》

	物質名	管理濃度(現)	管理濃度(新)
特化則	ベンゾトリクロリド	—	0.05 ppm
特化則	エチレンイミン	0.5 ppm	0.05 ppm
特化則	硫化水素	5 ppm	1 ppm
有機則	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名:メチルセロソルブ)	5 ppm	0.1 ppm
有機則	酢酸イソペンチル (別名:酢酸イソアミン)	100 ppm	50 ppm
有機則	酢酸ノルマルーペンチル (別名:酢酸ノルマルーアミン)	100 ppm	50 ppm
有機則	メチルイソブチルケトン	50 ppm	20 ppm

★粉じん則・じん肺則の一部が改正されます。

「屋外におけるアーク溶接作業」と「屋外における岩石等の裁断作業」を粉じん則及びじん肺則の粉じん作業とし、呼吸用保護具の使用が必要となります。

★両改正とも、

【公布日】 平成24年2月7日

【施行日】 平成24年4月1日より

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

富士本社 富士市本市場422の1

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

★作業環境測定

富士本社 分析1課

中西正彦、青柳容子

★局所排気装置・プッシュプル型換気装置 排気対策

富士本社 環境技術部

尾崎克年、後藤明雄

★富士本社 営業部

望月久彰

1. 作業環境測定基準及び作業環境評価基準の一部改正

1) 管理濃度の設定及び引き下げ

厚生労働省では、平成22年度管理濃度等検討会報告書（平成23年6月）を受けて、ベンゾトリクロリドを作業環境測定の対象として、ばく露防止対策を講じるべき物質として新たに管理濃度を設定しました。

また、既に測定やばく露防止対策の対象となっている6物質についても、管理濃度を引き下げることにしました。

○管理濃度の改正

	物質名	管理濃度(現)	管理濃度(新)
特化則	ベンゾトリクロリド	—	0.05 ppm
特化則	エチレンイミン	0.5 ppm	0.05 ppm
特化則	硫化水素	5 ppm	1 ppm
有機則	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名：メチルセロソルブ)	5 ppm	0.1 ppm
有機則	酢酸イソペンチル (別名：酢酸イソアミン)	100 ppm	50 ppm
有機則	酢酸ノルマルペンチル (別名：酢酸ノルマルアミン)	100 ppm	50 ppm
有機則	メチルイソブチルケトン	50 ppm	20 ppm

2) 抑制濃度の改正

特化則の抑制濃度（局所排気装置フードの外側における濃度）が新たな設定と、2物質が引き下げられることとなりました。

○抑制濃度の改正

物質名	抑制濃度(現)	抑制濃度(新)
ベンゾトリクロリド	—	0.05 cm ³
エチレンイミン	1 mgまたは0.5 cm ³	0.05 cm ³
硫化水素	5 cm ³	1 cm ³

(この値は温度25℃、1気圧の空気1m³あたりに占める当該物質の容積を示す。)

3) 測定方法の見直し、作業環境測定の結果評価及び記録の保存期間設定

○測定方法の改正

物質名		測定方法(現)	測定方法(新)
ベンゾトリクロリド	試料採取法	直接捕集方法	固体捕集方法又は 直接捕集方法
	分析方法	ガスクロマトグラフ分析法	

○ベンゾトリクロリドの作業環境測定の結果評価及び記録の保存期間について、30年間の保存義務が新たに設定されました。

2. 粉じん障害防止規則の一部改正

1) 別表第1（粉じん作業）

第20号（現）	第20号（新）
屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、 <u>アーク溶接</u> し、又はアークを用いてガウジングする作業	屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
	第20号の2（新）
	<u>金属をアーク溶接する作業</u>

金属をアーク溶接する作業について、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部」において行うものに限って粉じん作業として定められていましたが、新たに第20号の2として、「金属をアーク溶接する作業」を加えたことで、屋外において行う場合にまで粉じん作業の範囲が拡大されました。

2) 別表第3（呼吸用保護具を使用する作業）

別表第3 第4号、第14号が改正され、呼吸用保護具の使用が必要となる「金属をアーク溶接する作業」、ならび「手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業」について、「屋内または坑内等」において行うものに限られていたが、屋外において行う場合までに範囲が拡大されました。

3. じん肺法施行規則の一部改正

1) 別表（粉じん作業）

第20号（現）	第20号（新）
屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、 <u>アーク溶接</u> し、又はアークを用いてガウジングする作業	屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアークを用いてガウジングする作業
	第20号の2（新）
	<u>金属をアーク溶接する作業</u>

金属をアーク溶接する作業について、「屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部」において行うものに限って粉じん作業として定められていたが、新たに第20号の2として、「金属をアーク溶接する作業」を加えたことで、屋外において行う場合にまで粉じん作業の範囲が拡大されました。

★RIKKA REPORT メール及びFAXサービス開始についてのご案内

この度、弊社が発行しております「RIKKA REPORT」のメール及びFAX配信を開始致しました。

「RIKKA REPORT」は、2002年4月に第1号を発行以来、環境をキーワードに様々な情報を提供しております。

今回のメール及びFAX配信開始により、今まで以上に多くの情報をお客様にお届けできるよう努めてまいりますので、今後ともお引き立ての程、よろしくお願い致します。

尚、「RIKKA REPORT」のバックナンバーは、
弊社ホームページ URL <http://www.rikka.co.jp> に掲載されております。

○メールサービス

弊社の担当者が、お客様から申し込み頂いたメールアドレスへ、順次お送りしております。
新たにご希望の方は、メールまたは下記フォームに必要事項をご記入の上、お送り下さい。

○FAXサービス

ご希望の方は、下記フォームに必要事項をご記入の上、お送り下さい。

本件について、ご不明な点がございましたら、下記へお願いします。

<お問い合わせ先>

立華工業株式会社 営業部 望月 久彰
〒416-0906 静岡県富士市本市場422-1
TEL 0545-61-8402
FAX 0545-63-9654
E-mail rikka-report@rikka.co.jp

立華工業株式会社 営業部 望月久彰 行 (FAX 0545-63-9654)

RIKKA REPORTのメール FAX サービスを申し込みます。

(受けたいサービスに○印を記入)

会社名	
部署名	
お名前	
役職	
メール アドレス	
FAX番号	
電話番号	

お客様から頂きました個人情報、**「RIKKA REPORT 配信サービス」**以外の目的には使用致しません。